

板橋区立学校施設あり方検討会 報告書

平成 21 年 3 月

板橋区教育委員会

目次

I 学校づくりの基本方針

1. 本報告書の役割と位置づけ
2. 施設づくりの目標
3. 施設規模にかかわる計画条件
4. 学校づくりのプロセス

II 施設計画の視点と検討課題

○配置計画・全体計画

1. 配置計画
2. 建物構成（ブロックプラン）

○学習環境

3. 教科学習の場と運営方式
4. 普通教室・特別支援学級・ホームベース
5. 多目的スペース等
6. 特別教室・教科教室
7. 図書室・コンピュータ室等

○管理諸室

8. 管理諸室

○生活スペース

9. 発表・集会・交流スペース
10. 生活スペース

○体育施設

11. 体育施設
12. 屋外環境

○施設環境

13. 建築環境・設備

○幼小中連携

14. 幼小、小中連携のための施設整備

○安全・防犯

15. 防犯対策
16. 安全性の確保

○学校と地域の連携

17. 地域の子育ての場としての学校
18. 学校を支える地域の活動拠点
19. 防災拠点としての施設整備

○建築的諸課題への対応

20. 地球環境に配慮した施設整備
21. 施設の長寿命化
22. 学校の情報化
23. 災害に強い学校施設
24. 工事期間中の配慮

おわりに

資料編

1. 板橋区立学校施設あり方検討会設置要領
2. 板橋区立学校施設あり方検討会委員名簿
3. 板橋区立学校施設あり方検討会 検討の記録

参考資料

板橋区の学校施設のあり方

Ⅰ章 学校づくりの基本方針

1. 本報告書の役割と位置づけ

1-1. 板橋区立学校施設あり方検討会と本報告書の役割

本報告書は、板橋区として一貫性のある学校施設整備を進めていくための考え方と目標をまとめるものである。板橋区教育委員会は、平成 20 年 1 月に策定された「いたばし No.1 実現プラン」を受け、「いたばしの教育ビジョン」を平成 20 年 7 月に策定し、中長期的な方向性を明確にした。その中で、義務教育段階において、学校・家庭・地域が到達すべき教育のあり方を設定し、対応する課題について目標と方針を示している。

教育ビジョンに掲げられた取り組みは、学校教育の内容・質の変化を求めるものであり、それに対応する教育方法を必要とする。それには施設のあり方への配慮が必要とされる。板橋区立学校施設あり方検討会（以下、あり方検討会）は、学校施設の耐震化推進のために平成 22 年度に改築に着手する 3 校とその後の施設整備において、「いたばしの教育ビジョン」に示された教育像、学校像を実現するための学校施設のあり方について検討し、「基本方針」と「検討課題」として取りまとめることを目的として設置された。本報告書は、その検討結果を整理するものである。

学校施設は一度建設すると 50 年以上使用することになるが、学習指導要領がほぼ 10 年ごとに改訂されている通り、教育の内容や方法は時代とともに変化する。したがって、施設には現在の課題と将来の変化の両方に柔軟に対応できることが大切である。また、学校施設の設計は、個々の学校の特徴や敷地等の条件によって、個別の解が求められる。一貫性を保つことが、画一的な計画を意味するものではないことは言うまでもない。たとえば昭和 50 年頃から多様な教育方法に対応することをねらいとして設けられるようになったオープンスペースは(板橋区は全国の先駆けとなった)、59 年度の多目的スペースに対する国の補助制度の開始により計画例が増し、新たな教育実践を生み出し、支えてきた。その一方、教室の前に広いスペースをとっておきさえすればよいという安易な設計例も増えた結果、画一化が問題となっている状況が今日見られる。常に、教育ビジョンの精神に抛りながら、多様な教育方法を支え、新しい活動を生み出す力を持つような学校施設のあり方を追求することが大切である。それを関係者で考えるヒントとして、本報告書が活かされることが期待される。

1-2. 学校施設の耐震化状況

板橋区内には平成 21 年 3 月時点において、小学校 53 校、中学校 23 校で合計 408 棟の施設がある。そのうち昭和 56 年 6 月に施行された新しい耐震基準以前に建設された建物は 335 棟であり、耐震診断の結果、122 棟についてなんらかの補強が必要とされている。平成 20 年 1 月に策定した「いたばし No.1 実現プラン」に学校施設の耐震補強工事が盛り込まれたが、喫緊の課題であるとの判断から平成 20 年 7 月に計画を前倒しし、平成 22 年度までにすべての区立小中学校において耐震補強もしくは大規模改修・改築に着

手することになっている。

1-3. 板橋区における最近の学校施設整備状況

校舎の建設年度が比較的古い校舎が多く、これまで耐震補強・大規模改修工事により耐震性能の維持・強化を図ってきたが、近い将来に改築が必要となる施設もある。区では長く改築を行ってこなかったが、近年では平成 19 年度に大谷口小学校が竣工し、平成 23 年度竣工予定で板橋第三中学校の改築計画が進んでいる。両校とも、文部科学省の学校施設整備補助事業の枠組み及び考え方を基本としている。

2. 施設づくりの目標

2-1. 教育ビジョンと学校施設整備

板橋区の基本構想「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」（平成 17 年）には、20 年後の将来像が示されている。それを実現するためには“人づくり”がきわめて重要であり、学校には幅広く人づくりの場となることが求められる。その実現に向けた教育の将来像とその実行計画は、「いたばしの教育ビジョン」、「いたばし学び支援プラン」（平成 21 年 3 月）に取りまとめられている。学校施設整備には、それらを具現化するための環境づくりが目標とされる。

以下に、教育ビジョンに掲げられている 5 つの柱と、各々に含まれる内容を示す。

○柱（その 1）：幼稚園・学校は、子どもたちの未来を担う力を引き出し夢へつなげます

- ・「子どもたちの夢や希望に向かう意欲や関心を引き出す」
- ・「自ら学ぶ楽しさを知る」
- ・「平和への想いや環境問題への関心を一層高める」
- ・「幼小中連携教育」
- ・「一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育」
- ・「一人ひとりのニーズを把握した特別支援教育・外国人の子どもたちへの支援」

○柱（その 2）：家庭は、子どもとともに育ちながら安らぎを与え、好ましい生活習慣や規範意識を身につける場としての役割を果たします

○柱（その 3）：教職員は、子どもと向き合い、子どもの現在だけでなく将来をも意識した指導力向上に努めます

- ・「子どもとじっくりと向き合える」
- ・「子どもたちとの結びつきを強めることができる」
- ・「小 1 プロブレムや中 1 ギャップ解消に向けて教職員同士の情報交換・共通理解が図れる」

○柱（その 4）：地域は、「地域の子どもは地域が育てる」との意識で子どもたちの育ちを支えます

- ・「学校を支える地域の大きな力」
- ・「放課後や休日の子どもたちを地域で守り育てる」
- ・「学校運営を支援する地域の力」

- ・「地域の教育力の向上」
- ・「子どもたちが地域の伝統・文化行事に参加できる」
- ・「子どもたちが地域の防災活動に参加できる」

○柱（その５）：教育委員会は、教育現場を大切に、子どもの育ちや家庭・教職員・地域の教育を支えます

２－２．学校施設計画の目標

教育ビジョン、学び支援プラン及び本検討会における学校施設のあり方に関わる議論をもとに、区として今後取り組む学校施設整備の目標を整理する。

○教育環境の充実

１）高機能・多機能で、授業の場として整った教室環境とする

机・椅子のサイズ、机の並べ方や組み合わせ方などから必要な基本寸法を求め、黒板との距離、コーナーや活動スペース、収納家具の寸法などに留意し、必要な教室寸法を確保する。

展示台・掲示面を確保することにより、授業のねらいに応じて教室環境が整えられるようにする。

ICT の導入・活用への対応を図るとともに、技術の発展に対して機器の更新や配線・コンセント類の追加等が容易な計画とする。

２）教師の協力体制による多様な学習形態に対応できる教育空間とする

一斉授業に加え、大集団でのオリエンテーションや発表、少人数指導や個別指導などの学習集団の弾力的な編成、また、チームティーチング、グループ学習や個別進度学習などの学習方法や学習形態の多様化などに柔軟に対応できるよう、教室の広さ、設備、多目的スペースに隣接するスペース等、従来とは異なる考え方が求められる。

また、多様な活動を行うためには、家具や教材・教具等が、教室の身近に随時使えるように用意しておけることが重要となり、そのための家具計画を行う。

３）教科学習を充実することのできる施設構成・運営方式を検討する

児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを、より身近な事象や生活の中から実感できる機会を持たせ、教科への関心を高めることのできる施設とする。担当授業の持ち方、教室移動の方法、教師の居場所等運営方法の変化に対応できるようにする。

具体的には、各教科の雰囲気・魅力が感じられ、教師・児童・生徒によって室内の環境づくりが行えるように室・スペースの構成や設計的な配慮を行う。

あわせて、キャリア教育や環境教育などについても取り組みやすい施設とする。

中学校においては、教科指導の充実、主体的な学習態度の育成等を目標として、特別教室型と教科教室型等の運営方式について比較検討を行う。

４）学校図書館を主体的な学習活動と豊かな学校生活の中心として位置づける

学校図書館は調べ学習や読み聞かせなどの学習活動の場となり、また、休み時間や放

課後の読書・自習・交流の場として学校生活を豊かにする上で重要な場である。学校規模に応じた蔵書数と面積を確保し、その存在が児童生徒に常に意識され、利用しやすい位置に計画する。区が進める学校図書館再整備計画に盛り込まれた専任司書の配置と蔵書のデータベース化が具体化することで、学校図書館は学校にとってより重要な施設となり、対応を検討しておく必要がある。

電子媒体が増え、インターネット等による情報収集が必要とされている。学校図書館をコンピュータ室や視聴覚室と連携し、メディアセンターとして整備することも検討課題となる。

学校図書館は学校活動以外に、あいキッズ、いきいき寺子屋、学校支援地域本部の活動等においても有効に活用できる施設である。休日の児童生徒の利用や地域への開放の可能性と合わせて検討する。

5) きめ細かな特別支援教育が実現できる環境とする

通常学級での授業に、特別の支援を要する児童生徒が増加する傾向に対して、「個別の教育支援計画」が実施できるよう、個別指導が可能な施設構成とするとともに、教師同士の連携・チームによる指導が行いやすいように計画する。

また、従来は特別支援学級に在籍していた児童生徒が普通学級に在籍し、特別な支援を要する授業や活動を特別支援教室で受けるニーズも高まっている。教室との関係、必要な機能や安全性等について配慮した施設計画とする。

6) 教職員が連携をとりながら活動しやすい、機能的で快適な管理諸室のあり方を検討し、児童生徒を把握しやすい場所に配置する

小中学校それぞれの教職員の一日の活動実態に応じて、適切な時間・場所で教職員が活動できるように教職員関係諸室を計画する。教材作成・印刷、情報処理、収納などの執務機能の充実を図る。

教職員がリフレッシュでき、コミュニケーションが円滑になる場づくりを行う。また、体調の悪いときに休養できるスペースを別に設ける。

児童生徒の様子が常に把握でき、児童生徒にとっても話や相談がしやすい開放的な管理諸室の配置や、開放的な環境づくりを図る。

7) 幼小・小中の学校段階の移行を円滑にし、一貫性のある指導のために連携しやすい計画とする施設構成とする

区では、小1プロブレムや中1ギャップへの対応として、平成19年度から3カ年の計画で幼小中連携モデル事業を指定して研究を実施している。別敷地における連携、同一敷地における連携、隣接敷地における連携の3タイプの実践研究の成果を生かし、連携・交流を円滑に進めるために必要な諸室・スペース構成と配置の計画を行う。

○生活・運動環境の充実

8) 心身の成長の場として、ゆとりと潤いのある生活空間をつくる

学校は心身の成長期にある児童生徒が、家庭とならんで長い時間過ごす生活の場である。

温熱、明るさ、通風・換気、音などの室内環境を健康で快適なものにするとともに、子どもの目線から、食事、トイレ、手洗い、水のみ、歯磨き、着替え等、学校での生活行為を捉え直し、本来のあり方にふさわしい場や設備の計画を行う。また、学級などの集団への帰属意識を高めることができる場や、一方、その時々のお気持ちや人間関係の変化に対して、居場所となる空間を用意する。

9) 学習発表・集会・食事等、多様な交流機会を生み出す場をつくる

学級や学年単位で、また時には学年を超えて学習発表や食事などができる場を設ける。学年や複数学級で多目的に利用できる計画とする。特別教室などを有機的に組み合わせることで活動の幅を拡げ、機能の向上を図る工夫も考えられる。また、階段や屋外スペースを利用して学年ごとの集会や場面に合わせた活動を工夫することもできる。

10) 体育施設を充実するとともに、外に出て体を動かすことが自然にできるようにする

区では、低下傾向にある児童生徒の体力を向上させることが長年の課題となっている。体育館や武道場などの体育施設の拡充を進めるとともに、屋外に出やすい教室配置や動線計画により、安全な場所で遊びや運動が行いやすいように計画する。

11) 防犯性の高い施設とする

不審者に対する安全対策を十分に行う。守るべき境界・領域を明確にし、門・囲障と人の目とにより侵入を抑止するとともに、早期発見と早期通報がしやすい施設配置・設備を計画する。アプローチの明確化や受付などにより、防犯の取り組みがしやすい施設とする。

12) 事故が起こらない施設とする

施設の構造（設計）、施工、維持管理上の不備による事故原因を取り除き、転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物、遊具などによる事故を未然に防ぐよう、安全性を重視して計画・設計する。また、万一、事故が発生した際の被害が最小限になるように仕上げや細部の設計に留意する。

○学校と地域の連携に学校施設が果たす役割

13) 放課後・休日に子どもたちの居場所となるように計画する

従来の放課後子ども教室推進事業（文部科学省管轄）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省管轄）の連携・融合を目指した放課後子どもプランの実施を受け、板橋区では、平成 20 年度から放課後子ども教室を全小学校で実施したほか、放課後子ども教室と学童クラブ事業とを一体的に運営する独自の放課後対策事業「あいキッズ」を平成 21 年度から開始し、平成 27 年度までに全小学校での実施を目指している。現在、学童クラブ施設は小学校や児童館等に設置され、1 校区内に複数の学童クラブ施設を持つ地域もある。子どもたちの視点にたって、友だちと学校において学習・交流・遊べる場を設けることを目的としている。学校敷地内に専用室を設け、学校活動に支障がないように配慮しつつ、図書館や体育館など地域の実情や施設の特徴に応じて施設を有効に活用できるゾーニングとする。

14) 地域が学校を支えていくための拠点をつくる

学校が抱える諸課題に対して、学校と家庭や地域とが連携して取り組むことが不可欠となっている。区では、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を整えることを目的として、学校支援地域本部の設置を進めており、その本部機能を学校内に置くことが求められる。

15) 地域の文化・伝統行事、防犯活動等の取り組みの場として機能する学校施設とする

板橋区には古くからの地域の力が依然として残っている。地域の文化・伝統行事、青少年健全育成活動、防犯パトロールや消防団の活動など、地域に根差し、地域が受け継いできた活動が多くある。その地域で育つ子どもたちがこれらに参加することで次の世代につながることを期待される。地域の実情に応じ、これらの活動の場の一つとして学校施設を有効に活用できるように計画する。

16) 地域の人々が有効に活用でき、地域の活動を活性化させる学校施設とする

放課後や休日の子どもたちの活動の拠点として学校施設を有効に活用することに加えて、子どもたちの活動を支える大人が、子どもたちと一緒に学校施設を有効に活用できるように計画する。また、子どもを介して、大人同士がつながり、多様な活動が展開された場合に、学校施設が受け皿の一つとして機能できるように、PTA 活動や学校を支援する活動の本部とできるスペースを計画する。

17) 災害時に避難拠点として機能するとともに、早期に学校機能が回復できるようにする

学校施設は災害時の避難場所として大きな役割が期待される。板橋区が定める避難所に必要な機能を充たし、TV や電話等の情報通信インフラ整備、救護所や避難所の本部機能として想定できる室・設備を確保する。災害発生直後から、復旧状況に応じて速やかに学校機能が回復していけるような施設配置のゾーニングとする。

○建築的諸課題に対応する

18) 地球環境に配慮し、長寿命で、低炭素社会における市民意識と行動マナーを育てる施設・設備とする

学校施設整備の前提として、低炭素社会の実現という目標に対して、環境負荷低減の取り組みを進め、長寿命化を図る。

学校における環境対策・環境教育、施設建設における環境配慮は、東京都が策定した「10年後の東京ー東京が変わるー」と年度ごとに出される「実行プログラム」、エコポリス板橋環境都市宣言による一連の環境に関する取り組み、幼小中が連携した環境教育プログラムの策定、緑のカーテンに代表される緑化・緑地の創生の取り組みなどを基盤として進められている。これらの取り組みは、授業で学んだ基礎的事項を現実的な課題として実践・実感できる環境教育の絶好の機会となる。学校や地域の特性を活かし、環境に配慮した学校施設の整備を行う。建築的・設備的工夫を視覚化し、子どもたちが目で見、手で触れられるようにすることにより、学校施設を身近な環境教育の教材とする。

19) 災害に強い、安全・安心な施設とする

建築構造上十分な耐震性能を有した施設とするとともに、天井材等の 2 次部材や家具等による被害が発生しないように配慮する。また、荒川等の水害危険地域においては水害発生時に対する備えを検討する。

20) 工事期間中に落ち着いた教育環境が確保できる施設整備計画を立案する

工事期間中に、子どもたちが安定した学校生活が送れるように、騒音等による授業への影響、工事用車両動線と児童生徒の活動動線の交錯、学校行事・運動・部活動等のための場所の確保、近隣への影響等について比較検討し、総合的に建替え計画を組み立てる。

3. 施設規模にかかわる計画条件

3-1. 計画学級数

将来の学級編制基準の弾力化を踏まえた計画学級数の検討

東京都ならびに板橋区では、現時点で国の定める学級編制基準の特例を使用しておらず、40 人を最大人数とする学級編制を行っている。全国的な動向をみると、小学校 1 年から 4 年において 35 人以下学級としている自治体も多く、東京都でも学級編制基準の弾力化が行われる可能性もある。

学年のまとまりのある教室配置をはじめ、目標とする教育環境が学級数の増加によって困難にならないよう、機能転用や増築によって教育環境を維持したまま学級増に対応できる施設計画とする。学級数は体育施設や特別教室など、普通教室以外で行われる授業にも大きな影響を与えるため、目標とする教育環境の実現に向けて計画段階の組み立てが重要となる。

3-2. 多目的スペースの整備

「施設計画の目標」で掲げる考え方を実現するためには、普通教室と廊下に自由度の高いスペースや小教室などを組み合わせて教室まわりを構成する必要がある。また、従来の 7.2m×9.0m (64.8 m²) の教室では机・椅子と机間巡視に必要なスペースだけでほぼこの面積を使用してしまうため、収納や教師のためのスペースなど目標とする教室・教室まわりを実現するために必要な面積を確保する必要がある。

校舎面積について、文部科学省の基準面積では、必要面積に対して小学校で最大 18%、中学校で 10.5%の多目的スペース面積の加算が認められている。校舎・体育館の施設規模の検討にあたっては、多目的加算を含めた文部科学省が定める基準面積を目安にする。

3-3. 面積的当てが必要となる可能性のある諸施設

下記諸施設は施設構成を検討する上で、前項で目安として挙げた文部科学省が定める基準面積以外に、面積的な当てが必要となる可能性が高い。

1) ランチルーム・多目的ホール（学校専用講堂）

複数学級規模の児童生徒の交流・発表等ができる多目的な活動スペースを前提とする。食事使用の場合は 1.5 m²/人程度、椅子席によるホール使用の場合は 0.8 m²/人程度を確保し、合わせて倉庫などの面積を確保する。なお、給食調理場に近接するように検討する。

2) 給食調理場

給食室をドライ化し、安全で衛生的な給食の実施ができるよう十分な面積を確保する。また、各階に衛生的に給食の運搬ができるように小型昇降機を設置する。

3) 武道場（中学校）

中学校では新学習指導要領における武道の必修化に伴い、剣道場及び柔道場として、競技上必要な面積を確保する。また、合わせて必要な倉庫面積等を確保する。

4) 体育施設開放用付帯施設

体育施設を学校活動以外で利用する場合、競技の種類によっては学校に備える器具・備品以外に独自の器具・備品が必要となる。体育倉庫が十分ではないこともあってアリーナに器具がそのまま置かれている現状もあり、安全上からも管理上からも体育施設開放用の倉庫が必要である。その他、体育施設の有効利用のために必要な諸室について、地域の実情に合わせて検討する。

5) 学校支援地域本部・PTA活動室

現在も盛んなPTA活動や、推進している学校支援地域本部設置を受け、地域の力で学校を支える活動のためには、学内に支える人がいて、活動するための場所が必要となる。

6) 災害用備蓄倉庫

地域の防災拠点としての学校施設の役割と防災ボランティア等、現在の板橋区の施策を受け、使いやすい位置に必要な量の備蓄倉庫を設ける。

7) あいキッズ専用室（小学校）

地域ごとに登録人数は異なるが、おおむね 2 教室程度の広さの専用室（学童クラブ室と一般登録児童の拠点となるスペースをそれぞれ連続して確保する）を持つことをベースに整備が行われている。学校施設を有効活用して子どもの居場所づくりを行っていくためには、学校施設との接続の方法、アプローチの考え方などを組み立てる必要がある。

3-4. 与条件としての施設規模の検討

計画学級数、計画学級数から計算される必要教室数、武道場やランチルームなどの整備項目、教室内寸やアリーナの必要寸法等は、設計者を選定する前に室面積の構成を組み立てる。上記の組み立ては対象校に最低限必要な施設構成を示し、財政上及び面積上の目安内に収まるようにする。あわせて、目標とする施設の考え方を示し、目安とした面積の中で設計者の工夫によって豊かな施設構成の提案を求める。

4. 学校づくりのプロセス

4-1. 目標を実現することのできる計画・設計段階の検討体制をつくる

あり方検討会の主旨は板橋区全体の学校施設整備の基本方針と整備の方向性を示すことにある。実際に計画される学校においては、敷地や建替え条件、学校や地域の特色等の条件、設計者等により、同じ目標のもとでも施設の姿は異なる。施設計画の視点と課題が示す方向性を具体化していく過程において、下記のような検討が必要となる。

1) 現場の想いと教育ビジョンの理念を具体化できる検討体制づくりと検討期間の確保

学校や地域のおかれている現状を踏まえ、現在の課題と将来の目標を両立させる施設計画としていくためには、学校・地域・保護者・行政等と一緒に検討しながら進める参加型の取り組みが必要である。特に、学校・地域・家庭が役割分担し、協力して子どもを育てていこうと取り組んでいる中で、学校施設によって実現できる環境が、それぞれの取り組みにどのような可能性を拓いていくのか、十分に議論できる検討体制及び期間を確保する。

2) 学校・地域・家庭と情報共有化を図る取り組み

ハードとソフトを融合したトータルな学校としての環境を整備していくために、利用者に対して早めに設計・施工段階の情報を伝えるとともに、利用する側で考えていることを区や設計者に対して示してもらうことで、情報の共有化と課題の早期発見・修正や利用のための準備が整う。図面等の決定事項の説明だけではなく、組み立ての段階から情報の共有化を図り、意見を集約していくために、回覧板や学校だより等を通じた情報共有を行う。

3) 家具まで含めたトータルな環境づくり

業務上の区分ではなく、利用者の視点から、建築本体工事だけでなく、家具や教材・教具なども含めたトータルな教育環境を検討する実施体制とする。

II章 施設計画の視点と検討課題

「学校施設計画の目標」を受け、個々の計画において検討すべき課題を示す。

○配置計画・全体計画

1. 配置計画

1-1. 建物配置

- (1) 既存樹木を保存する
- (2) まとまった広さと形状の屋外運動場を確保する
- (3) 個々の学校の環境条件を生かす
- (4) 校地周囲の条件による影響に配慮する
- (5) 近隣との関係の影響に配慮する
- (6) 幼小、小中の連携がはかれるようにする
- (7) 防犯・安全のために人の目が校地内外に届き、死角がないようにする

1-2. 敷地を有効利用する

- (1) 地下や屋上のスペースを有効利用する
- (2) 屋外スペースを整備し、児童・生徒の居場所、活動場所をつくる

1-3. 門・アプローチ

- (1) 「学校の顔」をつくる
- (2) 校地の条件や通学状況、安全性・防犯に配慮した門の配置とする

2. 建物構成（ブロックプラン）

2-1. ゾーニング

- (1) 幼小、小中が互いに利用しやすいゾーニングをする
- (2) 放課後のあいキッズ（小学校）、部活動（中学校）、地域利用の活動ゾーンを明確にする
- (3) 防災拠点として避難施設と児童生徒の学習・生活諸室をゾーニングする

2-2. 階数

- (1) 校舎から外に出やすいようにする
- (2) 安全に避難できるようにする

2-3. 動線

- (1) 児童生徒の動線に配慮する
- (2) 通路・階段等は、日常、非日常の集中度を考慮した幅員を確保する
- (3) 自然通風・日照等を確保するため、原則として中廊下は避ける

2-4. 学級教室・普通教室

- (1) 学校の教育的特色、学校規模、運営方式、小中連携等にあわせた教室構成とする
- (2) 児童生徒の体格や学習・生活形態の違いを考慮する
- (3) 進級・進学にあたって変化が感じられるようにする

2-5. 特別支援学級

- (1) 一般児童生徒から意識される位置とする
- (2) バリアフリーに配慮する

2-6. 特別教室・教科教室

- (1) 同一教科、あるいは関連する教科ごとに特色のある教室まわりを構成する
- (2) 主に利用する学年から近い位置に配置する

2-7. 図書館・メディアセンター

- (1) 児童生徒が常に意識できるよう、学校の中心的位置に置く
- (2) あいキッズでの利用（小学校）、放課後や休日の児童・生徒の利用に配慮する

2-8. トイレ

- (1) 自然採光・換気のできる位置とする
- (2) 地域利用等に対して、便利でゾーニングできる位置に設ける

2-9. 昇降口

- (1) 校門からのアプローチを受け止めるとともに、グラウンドに面する位置に設ける
- (2) 各学年が利用しやすい位置に設ける

2-10. 管理諸室

- (1) 教職員のための機能を集約し、有機的に統合した「校務センター」を構成する
- (2) 安全のため、校地への出入、アプローチ、グラウンド等が見渡せるよう配置する
- (3) 相互の連携が図りやすい配置とする

2-11. 保健室・相談室・カウンセリング室

- (1) 保健室はグラウンドに近く、救急車等、車両が近寄りやすい位置とする
- (2) 児童生徒から存在が意識され、また教職員が目が届きやすい位置とする
- (3) 保健室、相談室、カウンセリング室、トイレは相互の関係に留意して配置する

2-12. 給食調理室

- (1) 児童から常に意識される位置とする
- (2) 搬入、児童の動線に配慮する

○学習環境

3. 教科学習の場と運営方式

- (1) 小学校低学年は学級指導を重視し、合科的活動等が教室まわりでできるようにする
- (2) 小学校中・高学年は、教室まわりで多様な学習が展開できるようにする
- (3) 中学校は、教科指導の充実、主体的な学習態度の育成等を目標として運営方式について比較検討する

4. 普通教室・特別支援学級・ホームベース

- (1) 新JIS規格の机が余裕をもって配置できる寸法を確保する
- (2) 教室を教育環境として整えられるように収納計画を行う
- (3) コンピュータ・多様なメディアを随時使用できる高機能な教室とする
- (4) 中学校で教科センター方式を採る場合には、クラスづくりや生徒の学校生活の拠点としてホームベースを設ける

5. 多目的スペース等

- (1) 多様な学習形態や、集団編成を可能にするオープンスペースや小教室、コーナー・アルコーブを備えた教室まわりを構成する
- (2) 様々な教材・教具・作品等が用意できるようにする
- (3) 教科センター方式の中学校の多目的スペースは、教科ごとに特色ある構成とする
- (4) 学年や教科のまとまりをつくる
- (5) 学級数増が見込まれる場合、学年や教科のまとまりが崩れないように配慮する
- (6) 特別の支援が必要な児童生徒に対応するための小スペースを用意する
- (7) 学年や教科のまとまりに対応して収納スペースを用意する
- (8) 教師が作業や打合せをでき、教材等を保管できるコーナーを、児童生徒の様子が見え、児童生徒も立ち寄りやすい位置に用意する

6. 特別教室・教科教室

- (1) 学級数と時間割に基づき教科の授業時間数を計算し、利用率を勘案して必要な特別教室・教科教室数を算定する
- (2) 教科の特色を感じながら、児童生徒が自ら活動できる空間とする

7. 図書室・コンピュータ室等

- (1) 多様な学習、自主的な学習活動を支える場として充実させる
- (2) 本・情報とさまざまな形で接することのできる場とする
- (3) 情報設備を活用した学習活動ができる環境を整える
- (4) 司書・作業スペースを用意する

○管理諸室

8. 管理諸室

- (1) 教職員の執務環境を充実するとともに、コミュニケーションが図りやすい環境づくりを行う
- (2) 学年や教科等のまとまりごとに協力作業、情報交換、教材管理等が行いやすいスペースを設ける
- (3) 印刷整理作業、教材作成・収納のための機能的なスペースを用意し、教材開発を継続的にできる環境整備を行なう
- (4) 教職員がリラックスし、落ち着いて話のできるリフレッシュ空間を用意する
- (5) 児童生徒や保護者の相談に対応できるスペースを用意する

○生活スペース

9. 発表・集会・交流スペース

- (1) 学習発表・集会・食事・行事・学年や異学年の交流などに多目的に使用できるランチルーム等のスペースを設ける
- (2) 行事等で保護者や地域と交流することを想定して配置、広さ、設備を検討する

10. 生活スペース

- (1) 学校全体をゆとりと潤いのある豊かな生活空間とする
- (2) トイレは洋便器を基本とし、自然採光・通風・換気に留意し、明るく快適な場所となるようにする
- (3) 流しは手洗い・歯磨き・うがい、水のみ、掃除、図工・美術・書道などの利用状況の違いに留意して、配置、器具数、形状、設備等を計画する
- (4) 使いやすい位置に更衣スペースを設ける
- (5) 昇降口は安全に気持ちよく出入りできるよう、広さと履き替え方式を検討する
- (6) 廊下・階段は安全で、気持ちのよい移動空間とする
- (7) 成長段階にあわせた寸法・設備とする
- (8) 清掃や取替え等、日常のメンテナンスがしやすい設計とする

○ 体育施設

11. 体育施設

- (1) 体育館アリーナは、学校種別や学校規模、部活動や地域開放状況にあわせた寸法、まとまりを確保する
- (2) ステージは学校の活動内容や人数に応じた寸法、設備とする
- (3) 用具・器具の種類・寸法・量・管理方法等を把握し、十分な収納量と出し入れしやすい形状の器具庫を設ける
- (4) 集会や式典、発表活動に適した音響設計（設備・吸音性の確保等）を行う
- (5) 中学校に武道場を設置する場合、サブアリーナ、学年集会スペース等の利用を検討する
- (6) 小学校の体育館には暖房設備を設置する
- (7) プールは安全性に配慮し、シーズン以外の利用方法についても検討する

12. 屋外環境

- (1) グラウンドは体育授業や、中学校では部活動の種目が行ないやすい広さとまとまりを確保し、天候や季節による影響が少ない配置とする。
- (2) 屋外活動スペースとして、芝生や土、自然を感じられる校庭、教材園やビオトープ、花壇などを整備する。特に小学校では、遊び場や自然体験スペース、飼育や栽培の活動スペースや設備を用意する
- (3) アプローチや校舎まわりの環境を整え、周辺の町並みと調和した環境とする
- (4) 地域活動や屋外の部活動で利用する屋外トイレを、死角にならない位置に設ける

○施設環境

13. 建築環境・設備

- (1) 自然の日照・採光・通風を生かした配置・計画とする
- (2) 教室に冷暖房設備を用意するとともに、中間期は自然の日照・通風等を生かせるようにする
- (3) 児童生徒の活動の場は音響設計を行い、十分な吸音性を確保する
- (4) 木材を活用し、健康で木のあたたかみを感じられるようにする
- (5) 学校全体に掲示壁面を用意し、活動の雰囲気伝わるようにする

○幼小中連携

14. 幼小、小中連携のための施設整備

- (1) 校時の違いなどに配慮しながら共用施設や交流施設を設定し、幼小、小中合同行事の実施や施設の相互利用が行いやすいように計画する
- (2) 体格差や発達段階の違いを考慮した設計とする

○安全・防犯

15. 防犯対策

- (1) 校地や校舎まわり、校舎内の守る領域を明確にする
- (2) 守る領域の出入りについて視認性を高め、死角をつくらないようにする
- (3) 学内における連絡・通報手段と学外への通報方法を検討する
- (4) 地域によっては防犯活動の拠点学内に設けることを検討する

16. 安全性の確保

- (1) 転落・衝突・挟まれ・転倒等による事故防止について十分検討し、平面計画や配置の詳細設計において対策を行う

○学校と地域の連携

17. 地域の子育ての場としての学校

- (1) 小学校では、あいキッズの活動拠点を校舎と一体的に整備する
- (2) 図書館などの学校施設が利用しやすいゾーニングを計画する
- (3) 放課後や休日に行なわれる地域の学習ボランティア活動が行いやすいようにする

18. 学校を支える地域の活動拠点

- (1) 学校支援地域本部やPTA活動、防犯活動団体等が日中も活動できる拠点をつくる
- (2) 日常の活動を通して児童生徒や教職員と学校支援者の交流が生まれるような環境づくりを行う

19. 防災拠点としての施設整備

- (1) 災害発生直後の一時避難、避難生活が続く場合等、段階ごとのニーズの違いに対応できる計画とする
- (2) 体育館等の避難場所、トイレ、災害用備蓄倉庫等、必要なスペースをゾーニングし、避難生活の利便性を高めるとともに、早期に学校として復旧しやすい計画とする

○建築的諸課題への対応

20. 地球環境に配慮した施設整備

- (1) 十分な断熱性の確保、中庇による日照調整、エネルギー管理システムの導入等により、省エネルギー化を図る
- (2) 太陽光発電、地中熱、雨水利用等、再生可能エネルギーの利活用を進める
- (3) エネルギー効率の高い新技術の導入を図る
- (4) 校地内、および周辺の自然環境を生かす
- (5) 区が交流・提携している姉妹都市等の木材を積極的に利用する
- (6) 環境教育の教材として生かせる施設・設備とする

21. 施設の長寿命化

- (1) 機能等の変化に対して柔軟に対応でき、汚れや傷みが生じにくく、修繕や設備の更新がしやすいなど、長寿命な施設となるよう総合的な検討を行う
- (2) 日常的な維持管理のしやすい施設・設備とする

22. 学校の情報化

- (1) 学校全体に情報ネットワークを整備するとともに、エネルギーや安全等の施設管理との一元化の可能性を検討する
- (2) 将来の変化や更新に対応しやすい計画とする

23. 災害に強い学校施設

- (1) 既存施設の耐震補強を図る場合、教育環境の改善、安全確保、地球環境改善等、総合的な計画を行う
- (2) 非構造部材の安全性に留意する
- (3) 水害への対応に配慮する

24. 工事期間中の配慮

- (1) 児童生徒の教育生活環境に影響の少ない建替え方法を検討する
- (2) 建替え中の安全な動線を確保する
- (3) 工事騒音や工事車両動線による近隣へ影響に配慮する

おわりに

本報告書は、板橋No.1 実現プランの中で計画事業として取り上げられた 3 校同時改築を意識しつつ、これからの学校づくりをハードの面から考える視点で検討を行ってきた。

非常に短い時間ですべての課題について方向性を定めることは不可能であったが、今後の学校施設の基本方針と検討課題については、明らかにした。

これからの学校施設の建築は、今後の教育のあり方、学校の状況、地域の状況等を下に、すべての関係者の英知を結集するとともに、更に経済状況を加味して具体化されなければならない。

今後、3 校それぞれの検討の中で、本報告書を基本とし、また今回の検討を支えた教育環境研究所作成「板橋区の学校施設のあり方」を参考として新しい学校施設を建築し、新しい学校づくりを行っていかなければならない。

また、今後すすめていく 3 校の改築検討により明らかとなった部分についてはこの報告書の内容に加え、将来の学校施設のあり方を更に充実させていくこととする。

資料編

1. 板橋区立学校施設あり方検討会設置要領

平成 21 年 1 月 16 日

教育長決定

(主 旨)

第 1 条 板橋区の教育ビジョン・目標・教育方針に基づき、板橋区の学校の課題、学校建築における今日的課題に対して施設整備に関する共通の考え方を検討し、今後策定する「板橋区学校施設整備計画」の一助とするため学校施設のあり方検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して検討する。

- (1) 教育ビジョンの実現に向けた学校施設のあり方
- (2) 地域に開かれた学校施設のあり方
- (3) 環境にやさしい学校施設のあり方
- (4) その他

(組 織)

第 3 条 検討会は、別表（P 20）に定めるものを持って構成する。

- (1) 会長は、教育委員会教育長とする
- (2) 会長は、検討会を総理する
- (3) 副会長は、教育委員会事務局次長とする
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する

(会 議)

第 4 条 検討会は、会長が招集する

- 2 会長は必要があると認める時は、構成員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 5 条 事務局は、教育委員会事務局庶務課に置く。

(委 任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則 この要領は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

2. 板橋区立学校施設あり方検討会委員名簿

[委員] (◎：会長、○：副会長)

職	氏名
板橋区教育長	◎ 北川容子
板橋区教育委員	別府明雄
同上	今井英彦
同上	谷田泰
同上	本山千恵子
教育委員会事務局次長	○ 大迫俊一
教育委員会事務局庶務課長	森弘
教育委員会事務局学務課長	林栄喜
教育委員会事務局生涯学習課長	矢島吉雄
教育委員会事務局指導室長	宇野彰人
教育委員会事務局新教育制度推進担当課長	中島実
政策経営部政策企画課長	渡邊茂
政策経営部財政課長	白石淳
政策経営部営繕課長	岩田雅彦
学識経験者（日本大学教授）	今村雅樹

[関係者]

職	氏名
小学校校長会会長（成増ヶ丘小学校校長）	田中秋夫
中学校校長会会長（志村第二中学校校長）	大柄みや子
板橋第一小学校校長	染谷栄一
中台中学校校長	堀井榮夫
赤塚第二中学校校長	稲葉秀哉
学校事務代表（板橋第三中学校事務）	平野由美
同上（志村第二中学校事務）	村木栄一

[事務局]

職	氏名
教育委員会事務局庶務課 学校営繕担当係	山田英二
同 学校施設係	三浦亘／遊喜弘幸
教育委員会事務局新教育制度推進担当課	鈴木克佳
政策経営部営繕課	大沢紘子

委託業者 (株) 教育環境研究所
 監修 東洋大学教授 長澤 悟

3. 板橋区立学校施設あり方検討会 検討の記録

日時	会合名	出席者	提出資料と主な議題
H21/02/05	第1回あり方検討会	委 12 名 関 1 名 事 5 名 (業 3 名)	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・あり方検討会設置要領 ・板橋区の教育ビジョン（概要版） ・大谷口小学校資料 ・板橋第三中学校資料 ・板橋区立学校づくりにおける検討課題 <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の板橋区における学校建築について ・勉強会からの提言 ・教育空間について
H21/02/27	第2回あり方検討会	委 14 名 関 7 名 事 5 名 (業 3 名)	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・第1回あり方検討会議事要旨 ・第1回検討会補足説明資料 ・「地域で育てる場づくり」に関する確認・検討 ・参考事例 <p><議事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で育てる場づくりについて －板橋区の現状について －PTA や地域支援本部について －学校図書館の地域利用の可能性について －体育施設の一般開放について －特別教室の一般開放について －災害時の避難所機能について
H21/03/05	中学校勉強会	委 5 名 関 10 名 事 3 名 (業 2 名)	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・教室まわりの計画課題 ・参考事例 <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の現状について ・中学校における教科センターの可能性について
H21/03/13	第3回あり方検討会	委 12 名 関 5 名 事 5 名 (業 3 名)	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・第2回あり方検討会議事要旨 ・生活の場に関する検討課題一覧 ・教室まわりの構成要素 ・板橋区立学校施設あり方検討会報告書（案）について ・報告書第一章（構成案） <p><議事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の場について －食堂・交流施設について －トイレ －更衣室 －遊び場 ・教育空間について －多目的スペースの必要性について －教室まわりの構成要素について －学級編制基準と教室の寸法について ・報告書の構成について －未検討課題について －財政及び面積について －報告書完成までのスケジュールについて